

医薬発 0409 第 13 号
令和 6 年 4 月 9 日

〔保健所設置市市長〕
〔特別区区長〕 殿

厚生労働省 医薬局長
(公 印 省 略)

令和 6 年度「愛の血液助け合い運動」への協力について (依頼)

献血の推進につきましては、平素より格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省、都道府県及び日本赤十字社では、我が国の血液事業を安定的・継続的に維持し、血液製剤の国内自給を確保するため、「愛の血液助け合い運動」を別添実施要綱のとおり実施いたします。

つきましては、本運動の趣旨を御理解の上、献血の推進につきまして、格別の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、貴管内機関及び関係団体に対しましても、積極的に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

【連絡先】

厚生労働省 医薬局

血液対策課 献血推進係 針谷 孝明

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電 話 : 03-5253-1111 (内線 2908)

メール : harigai-takaaki@mhlw.go.jp

令和6年度「愛の血液助け合い運動」実施要綱

1 目的

我が国の血液事業を安定的・継続的に維持し、血液製剤の国内自給を確保するため、献血について国民一人一人、特に若年層に理解と協力を求め、献血運動の一層の推進を図ることを目的とする。

2 期間

令和6年7月1日から7月31日までの1か月間

3 標語

「踏み出す一步 今日私が 誰かの未来」

4 実施機関（予定）

主 催 厚生労働省、都道府県、日本赤十字社

後 援 文部科学省、日本医師会、日本歯科医師会、
日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、日本看護協会、
日本病院会、全日本病院協会、全国自治体病院協議会、
日本新聞協会、日本雑誌協会、日本放送協会、
日本民間放送連盟、日本民営鉄道協会、
全国知事会、全国市長会、全国町村会、
日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会、
日本製薬団体連合会、日本血液製剤協会、
全日本医薬品登録販売者協会、全国配置薬協会

協 賛 健康保険組合連合会、国民健康保険中央会、全国社会福祉協議会

5 実施事項

(1) 厚生労働省及び日本赤十字社における実施事項

ア 献血の普及啓発活動

(ア) 各種広報手段の活用

厚生労働省及び日本赤十字社は、本運動の実施にあたり、各種広報手段を効果的に活用し、献血への協力を呼びかける。また、献血はボランティア活動の一つであること、血液製剤が献血によって支えられていること、血液製剤の適正使用が求められていること、近年血漿分画製剤の需要が増大していること等、献血や血液製剤に対する理解を促す。

(イ) ポスターの配布、掲出等

厚生労働省は、本運動用ポスターを作成し、都道府県及び日本赤十字社都道府県支部、各血液センター等（以下「日本赤十字社都道府県支部等」という。）に配布する。また、関係省庁や関係団体等へ配布し掲示を依頼する。

日本赤十字社は、日本赤十字社都道府県支部等に対して、ポスターの活用を周知する。

イ 献血運動推進全国大会の開催

厚生労働省、岐阜県及び日本赤十字社は、「第 60 回献血運動推進全国大会」を開催する。

ウ 複数回献血の推進

厚生労働省及び日本赤十字社は、複数回献血の重要性を周知し、継続的な献血への協力を呼びかける。

日本赤十字社は、厚生労働省と十分に連携しながら、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の会員数の増加及び献血者へのサービス向上を図るとともに、同サービスを活用した複数回献血の呼びかけを積極的に行う。

エ 献血予約の推進

厚生労働省及び日本赤十字社は、献血が予約可能なこと、予約方法及び献血予約の重要性を広く周知する。

日本赤十字社は、厚生労働省と十分に連携しながら、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」を活用した献血予約の推進を積極的に行う。

(2) 都道府県等における実施事項

ア 運動計画の策定

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、十分に連携しながら、都道府県献血推進協議会、管内市区町村及び各種献血推進団体の協力の下に、それぞれの地域の実情に即した運動計画を策定した上で、本運

動を実施する。

イ 献血の普及啓発活動

(ア) 各種広報手段の活用

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、本運動の実施にあたり、各種広報手段を効果的に活用し、献血への協力を呼びかける。また、献血はボランティア活動の一つであること、血液製剤が献血によって支えられていること、血液製剤の適正使用が求められていること、近年血漿分画製剤の需要が増大していること等、献血や血液製剤に対する理解を促す。

(イ) ポスターの配布、掲出等

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、厚生労働省から配布されるポスターの掲示・配布を行うとともに、企業、学校、病院、駅、各種団体、地域組織等に、これらの配布と公衆の目につきやすい場所への掲示等を依頼するなど、効果的な啓発活動に取り組む。

ウ 献血推進大会等の開催

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、本運動期間中、特に関係諸機関、各種団体等の協力を得て献血推進大会、講演会、座談会、献血者の表彰、標語募集、映写会等の催し物を開催し、住民に対する献血の普及啓発に努める。

エ 若年層を対象とした普及啓発

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、若年者献血ボランティア組織、青少年の献血ボランティア組織等との組織的な連携を構築し、若年層への献血の推進及び将来の献血者に対する普及啓発を図る。

オ 企業等における献血の推進

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、各都道府県献血推進協議会、管内市区町村の協力を得て、企業等における献血の推進を図る。

カ 複数回献血の推進

日本赤十字社都道府県支部等は、複数回献血の重要性を周知し、継続的な献血への協力を呼びかける。また、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の会員数の増加及び献血者へのサービスの向上を図るとともに、同サービスを活用した複数回献血の呼びかけを積極的に行う。

都道府県は、複数回献血の重要性の周知及び継続的な献血への協力の呼びかけなど、日本赤十字社都道府県支部等の取組に協力する。

キ 献血予約の推進

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、献血が予約可能なこと、予約方法及び献血予約の重要性を広く周知する。

日本赤十字社都道府県支部等は、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」を活用した献血予約の推進を積極的に行う。